協議項目	介護保険事業の取扱い	協議細目	

番号	事務事業名	修善寺町・天城湯ケ島町・中伊豆町（田方南部広域行政組合）	土肥町
(1)	介護保険事業計画	【名称】 田方南部広域行政組合介護保険事業計画 【概要】 平成12年度から開始された介護保険制度を実施するにあたり、居宅・施設サービス量の見込み及び、介護サービス費用を推計するとともに、サービスを実施するために必要な介護保険料を算出する。なお、計画の期間は5ヵ年であるが、介護保険料の見直しが3ヵ年ごとと規定されているため、3ヵ年ごとにサービス量の見直しを行い、計画を策定する。	【名称】 土肥町高齢者保健福祉計画 【概要】 平成12年度から開始された介護保険制度を実施するにあたり、居宅・施設サービス量の見込み及び、介護サービス費用を推計するとともに、サービスを実施するために必要な介護保険料を算出する。なお、計画の期間は5ヵ年であるが、介護保険料の見直しが3ヵ年ごとと規定されているため、3ヵ年ごとにサービス量の見直しを行い、計画を策定する。

協議項目	介護保険事業の取扱い	協議細目	

番号	事務事業名	修善寺町・天城湯ケ島町・中伊豆町（田方南部広域行政組合）	土肥町
(2)	介護保険事業（介護認定審査会）	【名称】 田方南部広域行政組合介護認定審査会 ①委員定数及び合議体数 委員定数は２０名（各町から推薦された委員を管理者が委嘱） 合議体数は４合議体（各合議体５名） ②委員の任期 ２年間（再任可）　平成15年4月1日から平成17年3月31日 ③委員長等 委員の互選により、委員長１名、副委員長２名、合議体長４名 ④委員の構成 医師４名、歯科医師２名、薬剤師２名、看護師１名、保健師３名、理学療法士３名、作業療法士１名、社会福祉士３名、医療相談員１名 ⑤報酬等 委員会１回当たり報酬11,700円、費用弁償1,300円（交通費なし）	【名称】 土肥町戸田村介護認定審査会 ①委員定数及び合議体数 委員定数は１０名（各町から推薦された委員を土肥町長が委嘱） 合議体数は２合議体（各合議体５名） ②委員の任期 ２年間（再任可）　平成15年4月1日から平成17年3月31日 ③委員長等 委員の互選により、委員長１名、合議体長２名 ④委員の構成 医師３名、歯科医師１名、看護師１名、保健師１名、社会福祉士１名、介護福祉士１名、民協会長１名、元民協会長１名 ⑤報酬等 委員会１回当たり報酬11,900円、費用弁償1,100円（交通費なし）

協議項目	介護保険事業の取扱い	協議細目	

番号	事務事業名	修善寺町・天城湯ケ島町・中伊豆町（田方南部広域行政組合）	土肥町
(2)	介護保険事業（受付）	（１）新規申請 ①申請時期 　サービスの必要が生じた時。 ②申請方法 　福祉担当課の窓口及び組合介護保険室に、申請書、被保険者証、主治医意見書を添付して申請。 ③申請受付 　申請書類の記入事項を確認後受領し、介護保険システムに入力。 （２）更新申請 ①申請時期 　認定有効期間満了の60日前から満了日まで。 　有効期間満了の60日前に組合介護保険室から、該当者に対し関係書類を送付。 ②申請方法 　福祉担当課の窓口及び組合介護保険室に、申請書、被保険者証、主治医意見書を添付して申請。 ③申請受付 　申請書類の記入事項を確認後受領し、介護保険システムに入力。 （３）区分変更申請 ①申請時期 　認定有効期間内において、心身の状況の変化により介護度に変更が生じたと思われるとき。 ②申請方法 　福祉担当課の窓口及び組合介護保険室に、申請書、被保険者証、主治医意見書を添付して申請。 ③申請受付 　申請書類の記入事項を確認後受領し、介護保険システムに入力。 ※（１）～（３）の各申請受付後。 ④各町ごとに訪問調査を実施。 　修善寺町、中伊豆町については、各町の社会福祉協議会に調査件数の半数程度を調査委託。（委託料　施設4,000円　在宅3,500円） ⑤申請書、主治医意見書、訪問調査書を添付し、毎週火曜日に介護保険室に提出。	（１）新規申請 ①申請時期 　サービスの必要が生じた時。 ②申請方法 　健康福祉課の介護保険係に、申請書、被保険者証を添付して申請。 ③申請受付 　申請書類の記入事項を確認後受領し、介護保険システムに入力。 （２）更新申請 ①申請時期 　認定有効期間満了の60日前から満了日まで。 　有効期間満了の60日前に保健福祉課から、該当者に対し関係書類を送付。 ②申請方法 　健康福祉課の介護保険係に、申請書、被保険者証を添付して申請。 ③申請受付 　申請書類の記入事項を確認後受領し、介護保険システムに入力。 （３）区分変更申請 ①申請時期 　認定有効期間内において、心身の状況の変化により介護度に変更が生じたと思われるとき。 ②申請方法 　健康福祉課の介護保険係に、申請書、被保険者証を添付して申請。 ③申請受付 　申請書類の記入事項を確認後受領し、介護保険システムに入力。 ※（１）～（３）の各申請受付後。 ④訪問調査と主治医意見書を依頼。 　施設入所者については町保健師が調査。その他は土肥居宅介護支援センターに調査委託。（委託料　1件5,000円） ⑤主治医意見書、訪問調査書は随時、健康福祉課にて受領。

協議項目	介護保険事業の取扱い	協議細目	

番号	事務事業名	修善寺町・天城湯ケ島町・中伊豆町（田方南部広域行政組合）	土肥町
(2)	介護保険事業（介護認定審査）	（１）介護認定一次判定 一次判定ソフトへの入力。毎週水曜日に入力。 （２）介護認定審査会資料の作成配布 毎週水曜日の午前中に作成し、午後次回開催の審査会委員に配布。 （３）介護認定二次判定（介護認定審査会） ①審査会開催日時及び場所 　毎週水曜日の午後７時から２時間以内。介護保険室にて開催。 ②審査会出席者 　委員５名、介護保険室２名、各町等から調査員１名づつ３名が出席。 ③審査回数及び審査件数 　審査回数は年間52回を予定（平成15年度）各合議体月１回程度。 　審査会１回当たりの審査件数は、10件から30件程度とする。平均約26件。 ④認定有効期間の延長 　更新認定における認定有効期間の延長については、主治医意見書等により安定不変である場合は、可能な限り１年に延長。（延長率約８８％） （４）認定結果 　認定審査会開催日の翌日に認定結果通知並びに被保険者証書の記載内容を変更し、介護保険室から認定者に通知。	（１）介護認定一次判定 一次判定ソフトへの入力。毎月第１、第３水曜日に入力。 （２）介護認定審査会資料の作成配布 　第１、第３水曜日に作成し、木曜の午後に戸田村と合わせ、次回開催の審査会委員に配布。 （３）介護認定二次判定（介護認定審査会） ①審査会開催日時及び場所 　原則、第２、第４月曜日の午後７時から２時間以内。場所は土肥と戸田で４か月交替。 ②審査会出席者 　委員５名、土肥町２名、戸田村３名が出席。※町事務職 ③審査回数及び審査件数 　審査回数は年間24回を予定（平成15年度）各合議体月１回程度。 　審査会１回当たりの審査件数は、土肥、戸田併せて30件程度とする。平均約31件。 ④認定有効期間の延長 　更新認定における認定有効期間の延長については、主治医意見書等により安定不変である場合は、可能な限り１年に延長。現状、要介護５の認定に限り延長実施。（延長率約６％） （４）認定結果 　認定審査会開催日の翌日に認定結果通知並びに被保険者証書の記載内容を変更し、健康福祉課から認定者に通知。

協議項目	介護保険事業の取扱い	協議細目	

番号	事務事業名	修善寺町・天城湯ケ島町・中伊豆町（田方南部広域行政組合）	土肥町
(2)	介護保険事業（介護保険保険料賦課収納１）	（１）賦課 ①賦課期日 　毎年度４月１日 ②納入義務者 　６５歳以上の第１号被保険者 ③算出方法 ア）前年中の所得による町民税の賦課状況により、個人ごと段階別に賦課 イ）年度途中の転入者は、一旦第３段階にて賦課（所得状況等の確認期間まで） ④月割計算 　４月１日から翌年３月３１日までの期間において、被保険者であった期間に応じて、月割りにて賦課 ア）６５歳到達者は、到達月から賦課 イ）転入者は転入月から賦課 ウ）転出者は転出月の前月まで賦課 エ）死亡者は死亡月の前月まで賦課 ⑤納入通知書の作成、発送 　各町の住民担当課が、４月（仮算定時）、６月（本算定時）の２回作成。送付。その後、毎月、月次賦課処理後に作成、送付する。	（１）賦課 ①賦課期日 　毎年度４月１日 ②納入義務者 　６５歳以上の第１号被保険者 ③算出方法 ア）前年中の所得による町民税の賦課状況により、個人ごと段階別に賦課 イ）年度途中の転入者は、一旦第３段階にて賦課（所得状況等の確認期間まで） ④月割計算 　４月１日から翌年３月３１日までの期間において、被保険者であった期間に応じて、月割りにて賦課 ア）６５歳到達者は、到達月から賦課 イ）転入者は転入月から賦課 ウ）転出者は転出月の前月まで賦課 エ）死亡者は死亡月の前月まで賦課 ⑤納入通知書の作成、発送 　健康福祉課担当が、当初（７月本算定時）に作成。送付。その後、毎月、月次賦課処理後に作成、送付する。

協議項目	介護保険事業の取扱い	協議細目	

番号	事務事業名	修善寺町・天城湯ケ島町・中伊豆町（田方南部広域行政組合）	土肥町
(2)	介護保険事業（介護保険保険料賦課収納２）	（２）納期 ①第１号被保険者（普通徴収） 第１期（仮算定）４／１～４／30 第２期（本算定）６／１～６／30 第３期（本算定）８／１～８／31 第４期（本算定）10／１～10／31 第５期（本算定）12／１～12／25 第６期（本算定）２／１～２／末 随時１期　納期が翌年３月末まで 随時２期　現年度賦課翌年度収納分 ※納期限の末日が土日・祝祭日の場合は翌平日 ②第１号被保険者（特別徴収） 年金額一定額以上の者は、年金支給時に天引き	（２）納期 ①第１号被保険者（普通徴収） 第１期（本算定）７／１～７／31 第２期（本算定）９／１～９／30 第３期（本算定）11／１～11／30 第４期（本算定）２／１～２／末 随時１期　納期が翌年３月末まで 随時２期　現年度賦課翌年度収納分 ※納期限の末日が土日・祝祭日の場合は翌平日 ②第１号被保険者（特別徴収） 年金額一定額以上の者は、年金支給時に天引き

協議項目	介護保険事業の取扱い	協議細目	

番号	事務事業名	修善寺町・天城湯ケ島町・中伊豆町（田方南部広域行政組合）	土肥町
(2)	介護保険事業（介護保険保険料賦課収納３）	（３）保険料 ①所得段階別定額保険料 【段階】第１段階～第５段階 【対象者】 第１段階≫老齢福祉年金受給者等 第２段階≫住民税非課税者（世帯全員が非課税） 第３段階≫住民税非課税者（本人が非課税） 第４段階≫住民税課税者（所得額が200万円未満） 第５段階≫住民税課税者（所得額が200万円以上） 【保険料率】 第１段階≫基準額×0.50 第２段階≫基準額×0.75 第３段階≫基準額 第４段階≫基準額×1.25 第５段階≫基準額×1.50	修善寺町・天城湯ケ島町・中伊豆町（田方南部広域行政組合）に同じ。

協議項目	介護保険事業の取扱い	協議細目	

番号	事務事業名	修善寺町・天城湯ケ島町・中伊豆町（田方南部広域行政組合）	土肥町
(2)	介護保険事業（介護保険保険料賦課収納４）	【保険料年額】 第１段階≫17,400円 第２段階≫26,100円 第３段階≫34,800円 第４段階≫43,500円 第５段階≫52,200円 ※第３段階が基準保険料 【参考】月額保険料（平成１５年度） 第１段階≫1,450円 第２段階≫2,175円 第３段階≫2,900円 第４段階≫3,625円 第５段階≫4,350円	修善寺町・天城湯ケ島町・中伊豆町（田方南部広域行政組合）に同じ。

協議項目	介護保険事業の取扱い	協議細目	

番号	事務事業名	修善寺町・天城湯ケ島町・中伊豆町（田方南部広域行政組合）	土肥町
(2)	介護保険事業（保険給付）	（１）居宅サービス計画作成（変更）依頼の届出 ①取扱窓口 各町の福祉担当課窓口及び介護保険室 ②手続時期 介護認定結果通知において要支援以上と認定された方で介護サービスを必要とするとき（認定申請日から保険給付適用） ③手続方法 本人及び代理人（居宅介護支援事業所）による届出（被保険者証添付） ④手続事務 届出即日、システムへの入力。被保険者証に事業所名を記載し返還。 （２）一般給付事務 ①組合は給付に関する審査、支払を静岡県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」）に委託 ②サービス提供事業所は、サービス提供月の翌月10日までに給付管理票を添えて連合会に請求 ③連合会は給付管理票の審査後、保険者に対しサービス月の翌々月10日頃までに給付費請求 ④保険者はサービス提供月の翌々月の20日～24日までに連合会に給付費請求額を支払う ⑤連合会は、サービス提供事業所に対して、サービス提供月の翌々月の25日に給付費を支払う （３）住宅改修費支給申請 ①取扱窓口 介護保険室 ②手続時期 工事着手前に事前審査を受け、承認後に工事着手 ③手続方法 代理人（居宅介護支援事業所）による申請（関係書類及び理由書添付） ④手続事務 給付額の償還払い（口座振込み）。システムへの入力。連合会に決定通知書の共同処理委託してるが独自通知書の発送。	（１）居宅サービス計画作成（変更）依頼の届出 ①取扱窓口 健康福祉課 ②手続時期 介護認定結果通知において要支援以上と認定された方で介護サービスを必要とするとき（認定申請日から保険給付適用） ③手続方法 本人及び代理人（居宅介護支援事業所）による届出（被保険者証添付） ④手続事務 届出即日、システムへの入力。被保険者証に事業所名を記載し返還。 （２）一般給付事務 ①組合は給付に関する審査、支払を静岡県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」）に委託 ②サービス提供事業所は、サービス提供月の翌月10日までに給付管理票を添えて連合会に請求 ③連合会は給付管理票の審査後、保険者に対しサービス月の翌々月10日頃までに給付費請求 ④保険者はサービス提供月の翌々月の20日～24日までに連合会に給付費請求額を支払う ⑤連合会は、サービス提供事業所に対して、サービス提供月の翌々月の25日に給付費を支払う （３）住宅改修費支給申請 ①取扱窓口 健康福祉課 ②手続時期 工事着工後に申請。困難ケースについては相談あり。 ③手続方法 代理人（居宅介護支援事業所）による申請（関係書類及び理由書添付） ④手続事務 給付額の償還払い（口座振込み）。システムへの入力。連合会に決定通知書の共同処理委託。

協議項目	介護保険事業の取扱い	協議細目	

番号	事務事業名	修善寺町・天城湯ケ島町・中伊豆町（田方南部広域行政組合）	土肥町
(2)	介護保険事業（保険給付制限）	（１）１年以上滞納の場合は、給付の償還払い化（支払方法の変更）の措置 現物給付により行われる保険給付を償還払いとする。 ①手続時期 　保険料の滞納期間が１年以上経過しているか否かは、認定審査日から見て、１番古い滞納保険料の納期限が１年以上経過しているかどうかで判断 ②手続方法 　サービス提供事業者に一旦１０割分を支払、その後保険者に９割分を請求 （２）一般給付事務 ①組合は給付に関する審査、支払を静岡県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」）に委託 ②サービス提供事業所は、サービス提供月の翌月10日までに給付管理票を添えて連合会に請求 ③連合会は給付管理票の審査後、保険者に対しサービス月の翌々月10日頃までに給付費請求 ④保険者はサービス提供月の翌々月の20日～24日までに連合会に給付費請求額を支払う ⑤連合会は、サービス提供事業所に対して、サービス提供月の翌々月の25日に給付費を支払う （３）未納保険料に係る給付額減額等の措置 　保険料の未納によって時効消滅した保険料がある場合に、保険料徴収権消滅期間に応じた期間、保険給付の割合を９割から７割に引き下げる。 ①手続時期 保険料徴収権消滅期間及び保険料納付済期間の算定は認定（審査日）時点の状況による。 ※納期が到来してから１０年以上経過した保険料は算定の対象外。	修善寺町・天城湯ケ島町・中伊豆町（田方南部広域行政組合）に同じ。

協議項目	介護保険事業の取扱い	協議細目	

番号	事務事業名	修善寺町・天城湯ケ島町・中伊豆町（田方南部広域行政組合）	土肥町
(2)	介護保険事業（介護保険低所得者利用者負担額減免措置１）	（１）法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担軽減措置事業 ①手続時期 介護保険室から対象と思われる方に申請書を送付（ケアマネ協力） ②手続方法 対象者は、申請書に必要事項を記載し申請（課税証明書等を添付） ③手続事務 申請書等を審査後に認定証を交付。システムへの入力。毎月国保連合会に公費負担分として支払。 【参考】平成１３年度実績 修善寺町　　（対象者18人） 中伊豆町　　（対象者10人） 天城湯ケ島町（対象者17人） （２）障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 ①手続時期 介護保険室から対象と思われる方に申請書を送付（ケアマネ協力） ②手続方法 対象者は、申請書に必要事項を記載し申請（課税証明書等を添付） ③手続事務 申請書等を審査後に認定証を交付。システムへの入力。毎月国保連合会に公費負担分として支払。 【参考】平成１３年度実績 修善寺町　　（対象者 2人） 中伊豆町　　（対象者 0人） 天城湯ケ島町（対象者 0人）	（１）法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担軽減措置事業 ①手続時期 健康福祉課から対象と思われる方に申請書を送付（ケアマネ経由） ②手続方法 対象者は、申請書に必要事項を記載し申請 ③手続事務 申請書等を審査後に認定証を交付。システムへの入力。毎月国保連合会に公費負担分として支払。 【参考】平成１３年度実績 土肥町（対象者 9人） 【参考】平成１３年度実績 土肥町（対象者 0人） （２）障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 ①手続時期 健康福祉課から対象と思われる方に申請書を送付（ケアマネ経由） ②手続方法 対象者は、申請書に必要事項を記載し申請 ③手続事務 申請書等を審査後に認定証を交付。システムへの入力。毎月国保連合会に公費負担分として支払。 【参考】平成１３年度実績 土肥町（対象者 0人）

協議項目	介護保険事業の取扱い	協議細目	

番号	事務事業名	修善寺町・天城湯ケ島町・中伊豆町（田方南部広域行政組合）	土肥町
(2)	介護保険事業（介護保険低所得者利用者負担額減免措置２）	（３）社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業 ①手続時期 介護保険室から対象と思われる方に申請書を送付（ケアマネ協力） ②手続方法 対象者は、申請書に必要事項を記載し申請（課税証明書等を添付） ③手続事務 申請書等を審査後に減免対象決定通知書を交付。システムへの入力。年度末に該当の社会福祉法人に補助金を交付。 【参考】平成１３年度実績 修善寺町　　（対象者33人） 中伊豆町　　（対象者18人） 天城湯ケ島町（対象者23人） ※対象者は非課税世帯で所得が０円の者（１５年度から所得１０万円以下） （４）離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担軽減措置事業 ①対象事業所及び対象サービス等 中伊豆町及び天城湯ケ島町に事業所がある社会福祉法人等が提供する訪問介護で対象者が町民税本人非課税者 ②手続方法 事業者は、申請書に必要事項を記載し申請 ③手続事務 申請書等を審査後に減免対象決定通知書を交付。システムへの入力。年度末に該当の社会福祉法人に補助金を交付。 ※現在組合該当なし 　各社会福祉法人は、報酬基準額を87%に減額して対応している。	（３）社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業 ①手続時期 健康福祉課から対象と思われる方に申請書を送付（ケアマネ申出） ②手続方法 対象者は、申請書に必要事項を記載し申請（収入は自己申告） ③手続事務 申請書等を審査後に減免対象決定通知書を交付。システムへの入力。年度末に該当の社会福祉法人に補助金を交付。 【参考】平成１３年度実績 土肥町（対象者56人・減免額1,100,558円） ※対象者は非課税世帯で収入が140万円以下の者 （４）離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担軽減措置事業 減額して対応している。 ※実施なし